

平成 年 第 月 号 日

神埼市教育委員会 教育長 様

(照会者) 住所

会社名及び氏名 ⑩

(照会方法) 来訪 電話 FAX その他
文書 (農地転用・農振除外・都市計画)

(連絡先) TEL _____ FAX _____

埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについて(照会)

このたび、下記地区において開発計画をいたしておりますので、埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについて照会します。

記

1. 所在地

神埼町	番地
神埼市 千代田町	番地
脊振町	番地

2. 開発目的

住宅建設 分譲住宅 共同住宅 店舗建設 倉庫建設 事務所建設 工場建設 携帯電話基地局
道路工事 河川工事 区画整理 農地整備 駐車場 資材置場 土砂採集 災害関連
水路工事 教育施設 土地売買 不動産鑑定 福祉施設 その他 ()

3. 開発内容の概要 (造成・建造物等の構造・基礎等の概要)

面積 _____ m²

4. 開発の予定時期・期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

5. 開発主体者及び土地所有者名

開発主体者名 _____

土地所有者名 _____

6. その他参考となる事項

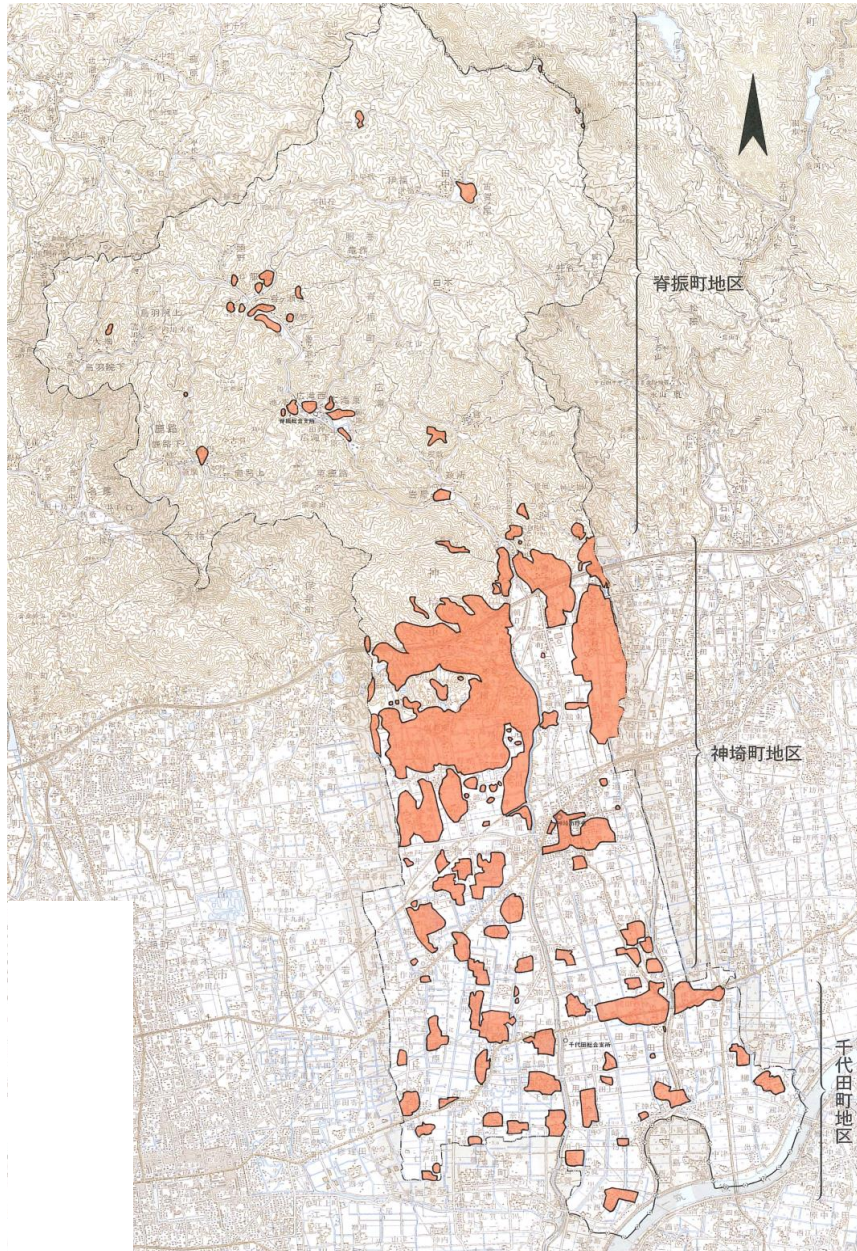
7. 添付書類

- ① 位置図
- ② 字図
- ③ 開発計画図

遺跡の照会について

神埼市内で工事を行う場合には、その土地が遺跡の範囲内かどうかの照会をお願いいたします。なお、照会をされる場合は、文化財係窓口までお越しいただくか、FAXでの問い合わせをお願いいたします。

照会の際には、土地の場所がわかる地図及び該当地番の提出をお願いします。



周知の埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等を行う場合は、文化財保護法に基づき事前の届出が義務付けられています。

また、それ以外の場所での工事等の際に新たに文化財が発見された場合についても、工事を一時中断して、文化財保護法による手続きが必要になります。

担当課：神埼市教育委員会
社会教育課 文化財係
神埼市千代田町直鳥166-1
千代田支所1階 南側フロア